

第二回鯖江市地域クラブ活動推進協議会

令和6年2月13日(火)

○報告事項

- ・国の施策、県内他市町状況
- ・令和5年度までの取り組み

○協議事項

- ・「中学校の学校部活動および地域クラブ活動の
在り方に関する方針」(案)
- ・令和6年度以降の取り組み

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（案）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当校の教師
参加者	当校の生徒
場所	当校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

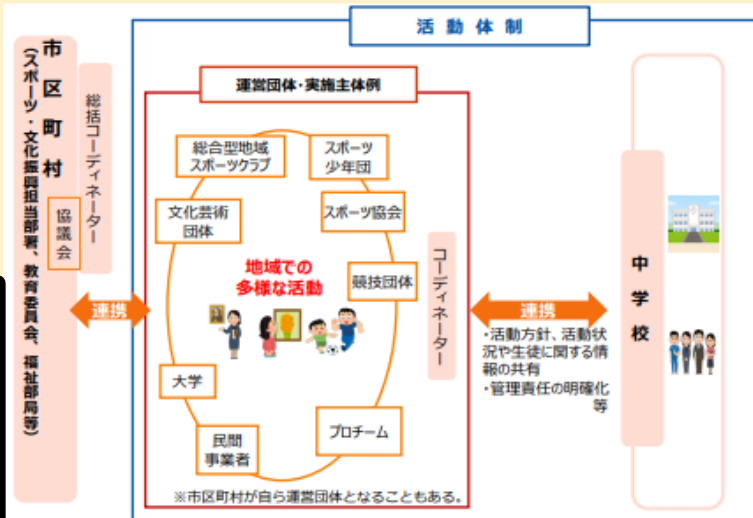
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

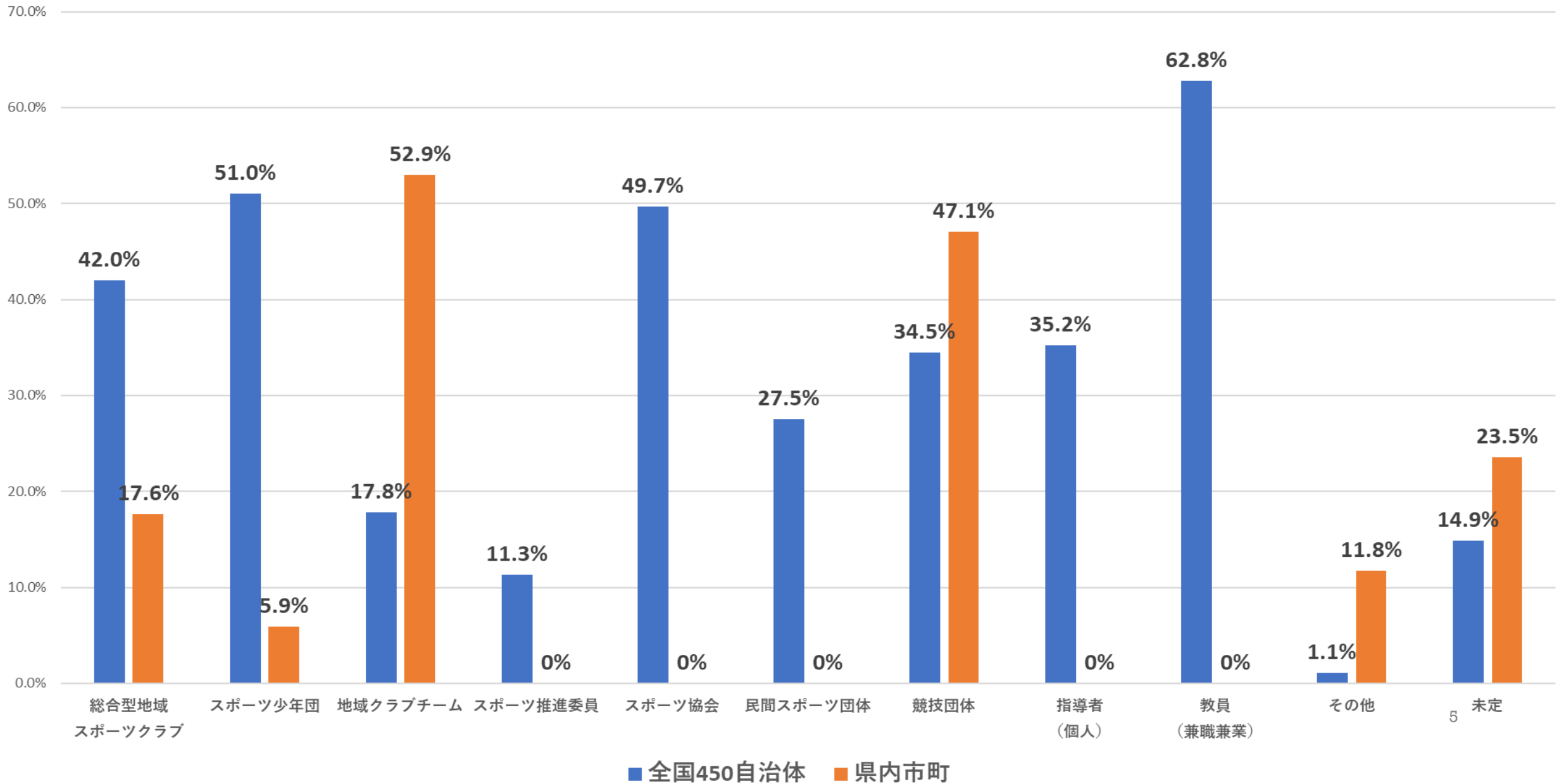
運営団体・実施主体	① <u>地方公共団体</u> （※複数地方公共団体の連携を含む） ② <u>多様な組織・団体</u> （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	<u>地域の指導者</u> （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善	【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築	【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施	【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応	・上記取組への協力・参画	・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保	【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定	【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握		・教師の兼職兼業の希望の把握	・利用ルールに基づく学校施設の開放	・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

受け皿となるスポーツ団体【複数回答可】 筑波大調査（R5.11）



○鯖江市の現状

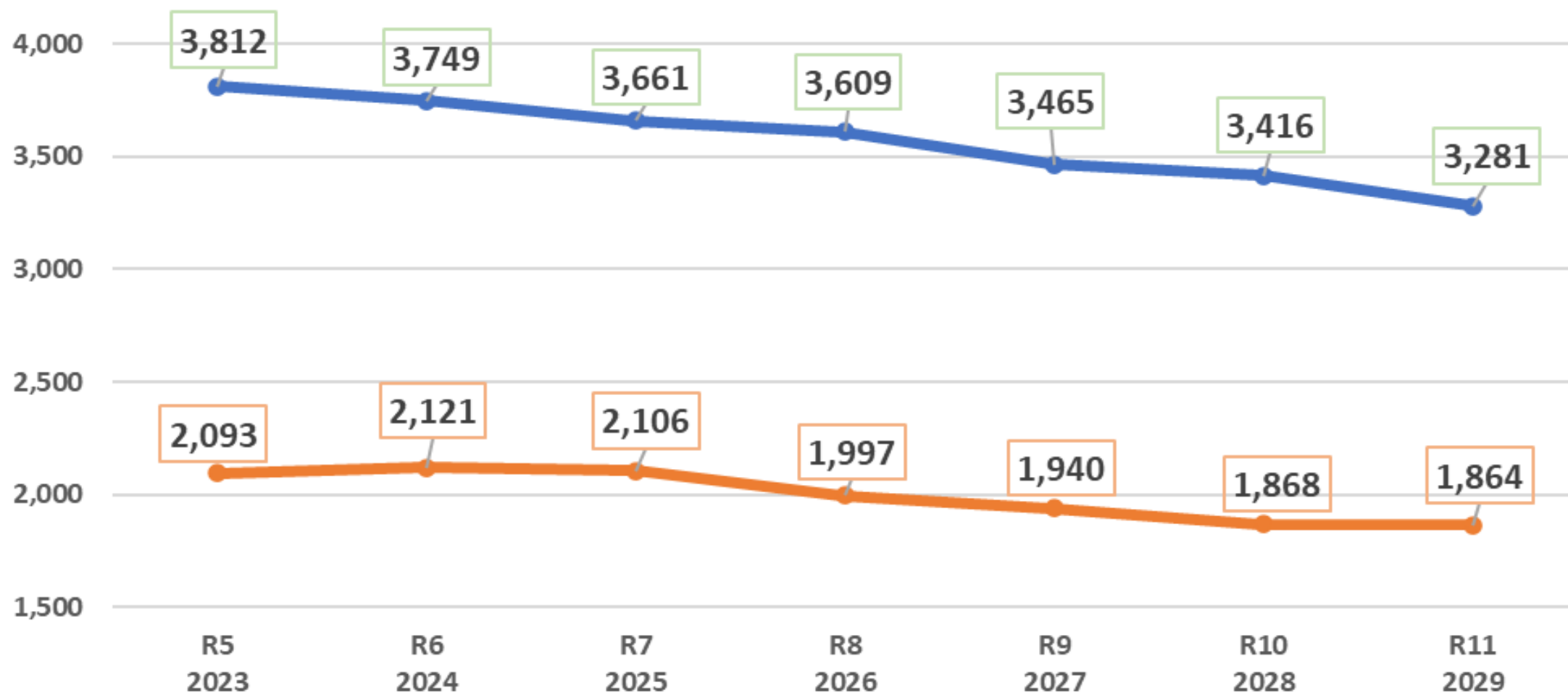
- 【児童生徒数】
- 【鯖江市の取組み】
- 【令和5年度取り組み】

○令和6年度国の概算要求

鯖江市 出生数から見た児童生徒数（2023～）

※今後の転出・転入見込まず

●小学生
●中学生



令和4年度地域運動部活動推進事業 休日の段階的な地域移行に関する実践研究 成果報告書（概要）

鯖江市

スポーツ庁HP掲載

（地域における現状・課題）

市内中学校区（3中学校）には、それぞれ総合型地域スポーツクラブがあり、休日の地域クラブ活動の運営主体として取り組んでいる。各総合型地域スポーツクラブの活動は、約15年～20数年続けており、活動内容は子どもから一般・高齢者を対象にした活動や設立当初から中学校部活動と連携して取り組むクラブなど様々である。各クラブは、休日の中学校の部活動地域移行に関するマネージメント、学校とのコミュニケーション能力に差があり、指導者の不足や高齢化などの課題がある。

（地域移行の推進に向けた体制整備の取組概要）

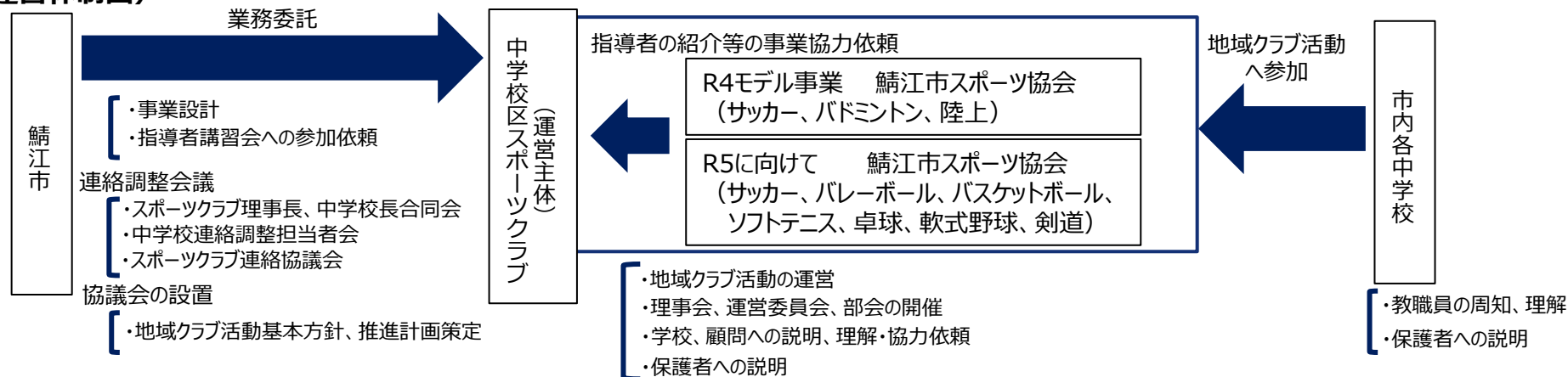
運営主体：NPOさばえスポーツクラブ／鯖江北コミュニティスポーツクラブ／東陽スポーツクラブ
活動場所：鯖江中学校、中央中学校、東陽中学校、陸上競技場、市内施設
指導者：地域指導者、教員（兼職兼業届）
移動手段：徒歩、自転車

責任主体：NPOさばえスポーツクラブ／鯖江北コミュニティスポーツクラブ／東陽スポーツクラブ
活動種目：柔道、剣道、陸上、バスケットボール、サッカー、バドミントン、ホッケー
会費等：年会費6,000円（各クラブ）
保険：800円（スポーツ安全保険）

（実践研究の成果）

モデル事業の実践を通して、関係者による会議やアンケート調査を行った。実践を通して、学校部活動の諸問題が地域・保護者に理解され始めたことは大きな一歩であった。また、保護者へのアンケート調査結果では、学校部活動を地域が担うことに対して、90%以上が賛成またはどちらかといえば賛成との回答であった。保護者は、活動方針や指導者の質などに不安がある一方、活動に理解を示し、期待している。運営主体となる各スポーツクラブは、実践研究を通して様々な情報や課題を共有し、中学校や関係者と協議し、解決策を導き出そうとしている。このような動きが出てきたことは、地域クラブ活動が持続可能な活動につながるものと捉えている。

（運営体制図）



鯖江市の取り組み

令和5年度～令和7年度までを部活動地域移行は 併存期間(R4協議会決定)

○併存期間

- ・令和5年度より、休日は地域クラブ活動とする

地域クラブ活動種目と部活動の混在はやめてほしい → 中学校校長会より(検討会)

休日活動したい中学生は、SCに会員登録・保険加入し活動する

- ・指導者においては、顧問の先生で協力していただける方は、兼職兼業届を出し協力

併存期間中に、各SCは指導者捜しを実施する

令和7年度末までに指導者が確保できない場合は、他SCと連携した活動を模索する

- ・会費の設定は令和7年度中には決定(令和8年度開始予定)

保護者負担となる会費を早急に決めてほしい → 中学校校長会より(検討会)

活動状況、登録数、指導者謝金等を総合的に考え決定することとする

鯖江市地域クラブ活動基本方針

R5.3

方針

休日の地域クラブ活動は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、将来にわたり本市の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。

目指すところ

- ・「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」との考えのもと、休日の中学校部活動の地域移行を推進したまちづくりに努める。
- ・子どもたちが、仲間や異世代との交流の中で、共にスポーツや文化・芸術に親しむ、競い合うなどの様々なニーズに対応できる環境の整備を目指す。
- ・中学生が、休日の地域クラブ活動と平日の学校部活動に違和感なく参加でき、多様なニーズに対応できる体制を築く。

活動

- ・平日の部活動と変わらない場所である中学校施設ならびに教育委員会施設を主に活用し、活動する。
- ・中学生ができるだけ徒歩または自転車で往復できる範囲を活動場所とする。
- ・地域クラブ活動において市の施設を利用する場合は、鯖江市ならびに運営団体は、他団体との調整に協力する。
- ・地域指導者は、学校部活動を理解したうえで、中学生の多様なニーズに対応できる指導を目指す。

運営団体

- ・運営団体は、中学校区にある総合型地域スポーツクラブが担い手となり、地域のスポーツ振興ならびに中学生のスポーツや文化・芸術活動の機会をつくる。
- ・総合型地域スポーツクラブは、市全体の活動も視野に入れ、互いに調整・連携し活動する。

令和5年度鯖江市の地域クラブ活動

鯖江市地域クラブ活動推進協議会

- ・学識経験者
- ・スポーツ協会
- ・総合型地域SC
- ・スポーツ少年団
- ・文化協議会
- ・吹奏楽関係
- ・合唱関係
- ・市PTA連合会
- ・校長会
- ・顧問(運動部、文化部)

総括コーディネーター
教育委員会

学校教育課・スポーツ課、文化課
生涯学習課、教育政策課
市長部局
総合政策課、市民活躍課

- ・検討会(学校関係、SC関係)
- ・中学校校長会
- ・地域コーディネーター会
- ・文化部コーディネーター会
- ・(学校)地域クラブ担当者会

開催

連携

関係団体
スポーツ・文化

- ・スポーツ協会
- ・スポーツ少年団
- ・文化振興事業団
- ・吹奏楽関連団体
- ・合唱関連団体
- ・PTA 等

指導者
依頼
発掘

総合型地域スポーツクラブ
中学校区

特定非営利活動法人
さばえスポーツクラブ

- ・地域コーディネーター
- ・文化部コーディネーター

鯖江北コミュニティ
スポーツクラブ

- ・地域コーディネーター
- ・文化部コーディネーター

東陽スポーツクラブ

- ・地域コーディネーター
- ・文化部コーディネーター

休日・平日

平日

中学生

休日

中学校
鯖江中・中央中・東陽中

- ・校長
(教職員意向確認)兼職兼業届
- ・地域クラブ担当
部活動顧問会議・集約

運動部

- ・〇〇部顧問
- ・〇〇部顧問
- ・〇〇部顧問
- ・〇〇部顧問
- ・〇〇部顧問
- ・〇〇部顧問

文化部

- ・〇〇部顧問
- ・〇〇部顧問

小中学生の休日の新たな
活動模索
(ダンス・ゆるスポーツ・
絵画・書写・料理教室等)

三クラブ連絡協議会

参加したくなるメニュー

自分の時間
やりたいこと
休みたい

【関係者への説明・会議】(令和5年度)

- 3中学校PTA総会での説明 (4月～5月) … **チラシ配布**
- 3中学校入学説明会 (11月)
- 鯖江市地域クラブ検討会 (各学期1～2回開催)
- 3スポーツクラブ連絡協議会 (各学期1～2回開催)
- 3中学校校長会 (各学期1～2回開催)
- 地域コーディネーター会・文化部コーディネーター会 (各学期1～2回開催)
- 中学校地域クラブ担当者会 (各学期1～2回開催)
- スポーツ庁視察 (6/24)
- アンケート調査 (12/15～1/16)
- 鯖江市ホームページ掲載(令和4年度協議会決定事項・アンケート調査)

PTA総会等でのチラシ

※文化庁HP掲載



休日の部活動が 地域クラブになるって ホント？

地域の
スポーツ団体
文化芸術団体
保護者・学校
みんなで考え
よう！



令和5年から、休日の部活動は地域クラブ活動へと変わっていきます。

令和5年度から、子ども達が平日と休日の活動の違いに混乱しないように、7年度までは部活動と地域クラブ活動が併存する形となります。連携ができていない種目から、地域クラブ活動に移行します。移行が出来ない種目では、学校の先生に地域指導者としてご協力いただきながら移行を進めていきます。学校と地域と一緒にどうしたら子ども達が安心して活動していけるかを3年間の中で考えていきます。これらについてご質問等あれば、下記クラブまでお問合せください。



私たちの声も聞いてね

担い手は総合型地域スポーツクラブ

鯖江市は学校・関係団体との話し合いを何度も持ち、総合型地域スポーツクラブに休日の部活動移行の受け入れを託しました。

その理由として、①子ども達が日中に徒歩や自転車で行ける範囲で活動ができること。②各中学校の校区に総合型地域スポーツクラブがあること。③スポーツクラブはスポーツのみならず、文化芸術の振興にも取り組めること。④スポーツクラブは持続可能な活動を目指していること。が、あげられます。

地域みんなで一緒に育てる

地域の子ども達は学校を含めた地域で育てる。継続して楽しむ機会を確保していきましょう！

この取り組みはまちづくり・人づくりといえます。子ども達が10年後20年後鯖江市に留ってきただけで、地域には自分の居場所があり活動できる場がある、それはかつて地元の人の役に立てもらったように、そんなまちづくりの担い手となるような人が育つことをイメージしています。

指導者を募集しています

これまで教員が一手に引き受けて下さった部活動を地域に広めていくためには、多くの指導者が必要です。

鯖江市の子ども達とスポーツや文化芸術を楽しみたい！こんなことなら協力できるよ！など、地域クラブ活動に興味のある方、下記クラブまでご連絡ください。鯖江市による指導者研修もあります！共に仲間を増やしていきましょう！

鯖江市教育委員会 | さばえスポーツクラブ
鯖江中学校区 51-8618

鯖江北コミュニティスポーツクラブ | 東陽スポーツクラブ
中央中学校区 51-8780 | 東陽中学校区 29-1040

鯖江市ホームページ
休日の部活動地域移行について
QRコードからご覧ください



スポーツ庁視察230624



鯖江市の中学校(R5)

	鯖江中学校	中央中学校	東陽中学校
1年生	240名 (8クラス)	343名 (11クラス)	119名 (4クラス)
2年生	253名 (8クラス)	310名 (10クラス)	93名 (3クラス)
3年生	245名 (8クラス)	338名 (11クラス)	112名 (4クラス)
支援	2クラス	3クラス	2クラス
計	751名	1,011名	331名
小学校12校 (重複校区あり)	惜陰小、進徳小、鯖江東小 吉川小、豊小	神明小、鳥羽小、中河小 立待小、吉川小	中河小、片上小、北中山小 河和田小

令和5年度各中学校 部活動と地域クラブ活動移行状況

※紫は4月開始

※青は9月開始

※赤は休日活動なし

	鯖江中学校	中央中学校	東陽中学校
運動部	陸上(男女) バレー男・女 バスケ男・女 ホッケー(男女) 新体操男・女 ソフトテニス男・女 剣道(男女) 柔道(男女) 軟式野球 卓球男・女 サッカー 16種目	陸上(男女) 水泳(男女) 体操男・女 バレー男・女 バスケ男・女 ソフトテニス男・女 剣道(男女) 柔道(男女) 軟式野球 卓球男・女 サッカー バドミントン(男女) 17種目	陸上(男女) バレー女 バスケ男・女 剣道(男女) ソフトテニス男・女 柔道(男女) 軟式野球 卓球男・女 サッカー 12種目
文化部	吹奏楽、合唱、広報、美術、生活科学	吹奏楽、合唱、美術、生活、国際交流、チャレンジ、パソコン	吹奏楽、美術、報道
地域移行開始時期	4月～12種目、9月～6種目 休日活動なし3種目	4月～19種目 休日活動なし5種目	4月～7種目、9月～6種目 休日活動なし2種目

郊外部	硬式野球、市内クラブサッカー、なぎなた、硬式テニス等(学校での壮行会・表彰等に出席)
無所属	ピアノ、塾 等個人の活動 (生徒・保護者の責任のもと活動)
その他	ボクシング、スラックライン 等

※緑はSC活動としてすでに実施

会員登録状況(中学生)

		鯖江中校区			中央中校区			東陽中校区			鯖江市全体		
		鯖江中	さばえSC	加入率	中央中	鯖北CSC	加入率	東陽中	東陽SC	加入率	部員	登録数	加入率
1～3年生	6/1状況	410	294	71.7%	727	646	88.9%	156	116	74.4%	1,293	1,056	81.7%
	7/1状況		355	86.6%		655	90.1%		135	86.5%		1,145	88.6%
1,2年生	10/1状況	386	344	89.1%	490	467	95.3%	190	158	83.2%	1,066	969	90.9%
	12末状況												

指導者（地域・学校（兼職兼業））

	地域指導者						勤務校教員（兼職兼業届）					
	スポーツ関連			文化関連			スポーツ関連			文化関連		
	7月	10月	12月	7月	10月	12月	7月	10月	12月	7月	10月	12月
さばえSC	14	21	26	1	1	2	20	30	30	3	3	3
鯖江北CSC	17	17	17	2	2	2	36	36	36	6	6	6
東陽SC	11	19	21	0	0	0	4	12	12	1	1	1
計	42	57	64	3	3	4	60	78	78	10	10	10

保険加入(保険比較)

1. 運動部活動、地域でのスポーツ活動における補償制度

学校の運動部活動は、学校教育活動の一環として行われるため、学校管理下での活動となる。運動部活動中に、負傷などをした場合には、他の学校教育活動中と同様に、独立行政法人日本スポーツ振興センターにより給付金が支払われる**災害共済給付制度**により補償される。

一方、地域でのスポーツ活動は、学校管理下での活動ではない。このような活動中に負傷などをした場合の補償制度としては、公益財団法人スポーツ安全協会による**スポーツ安全保険**などがある。

学校教育活動中（学校管理下）の補償

授業中や運動部活動など

民間の保険制度や共済制度

災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センター

※学校管理下である部活動等の補償

公的医療保険（健康保険等）

地域でのスポーツ活動中の補償

民間の保険制度や共済制度

スポーツ安全保険制度

公益財団法人スポーツ安全協会

※地域でのスポーツ活動等の補償

公的医療保険（健康保険等）

3. 災害共済給付制度とスポーツ安全保険の比較

1. 掛金比較

災害共済給付制度：共済掛金の額

学校種別	一般児童生徒等
義務教育諸学校	920円 (460円) ※ () 内は沖縄県における共済掛金の額

スポーツ安全保険：年間掛金

加入対象者	加入区分	年間掛金
子ども（中学生以下） ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A 1	800円

2. 死亡・障害見舞金と死亡・後遺障害保険金の比較

※指導者1,850円

災害共済給付制度：障害等級表		
等級	死亡見舞金 に対する 割合	金額：死亡30,000千円
第1級	133%	40,000千円 (20,000千円)
第2級	120%	36,000千円 (18,000千円)
第3級	104.6%	31,400千円 (15,700千円)
第4級	72.6%	21,800千円 (10,900千円)
第5級	60.7%	18,200千円 (9,100千円)
第6級	50.3%	15,100千円 (7,550千円)
第7級	42.3%	12,700千円 (6,350千円)
第8級	24.6%	7,400千円 (3,700千円)
第9級	19.6%	5,900千円 (2,950千円)
第10級	14.3%	4,300千円 (2,150千円)
第11級	10.3%	3,100千円 (1,550千円)
第12級	7.5%	2,250千円 (1,125千円)
第13級	5%	1,500千円 (750千円)
第14級	2.9%	880千円 (440千円)

スポーツ安全保険：傷害保険 後遺障害等級表		
等級	死亡保険 金に対する 割合	金額：死亡20,000千円 (A1区分の場合)
第1級	150%	30,000千円 R5から30,000千円
第2級	89%	17,800千円 R5から45,000千円
第3級	78%	15,600千円
第4級	69%	13,800千円
第5級	59%	11,800千円
第6級	50%	10,000千円
第7級	42%	8,400千円
第8級	34%	6,800千円
第9級	26%	5,200千円
第10級	20%	4,000千円
第11級	15%	3,000千円
第12級	10%	2,000千円
第13級	7%	1,400千円
第14級	4%	800千円

※ () 内の金額は通学中及びこれに準ずる場合の障害見舞金額。

3. 災害共済給付制度とスポーツ安全保険の比較

3. 医療費（負傷・疾病）と入院・通院保険金の比較

災害共済給付制度：医療費（負傷・疾病）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの のうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	

スポーツ安全保険：傷害保険 入院保険金・通院保険金・手術保険金

保険金種類	対象となる事故	保険金額	保険金支払限度日数
入院保険金	被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による入院、手術、通院が補償されます。	日額4,000円	事故の日からその日を含めて180日以内 1日目から/180日限度
手術保険金		入院中の手術：40,000円 入院中以外の手術：20,000円	事故の日からその日を含めて180日以内 1日目から/30日限度
通院保険金		日額1,500円	事故の日からその日を含めて180日以内

4. 賠償責任

災害共済給付制度：補償なし

※個人賠償はなく、設置者が責任を負う

スポーツ安全保険：賠償責任保険

保険金種類	対象となる事故	支払限度額
賠償責任保険	被保険者が日本国内で行う団体での活動中および往復中に またはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。	対人・対物賠償合算 1事故5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)

指導者等に対して

保 険 加 入

○スポーツ安全保険 …… 傷害保険、賠償責任(人・物)

- ・中学生、指導者

三クラブ連絡協議会で加入

→どのクラブの活動にも参加可

- ・一般クラブ会員

各スポーツクラブ保険加入

○団体保険(一事故 2億円) …… 団体賠償責任(人・物)

- ・NPO保険 → NPOさばえスポーツクラブ

- ・団体保険 → 鯖江北スポーツクラブ

東陽スポーツクラブ

困窮家庭への支援

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設や地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

・ 困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

部活の地域移行、負担を軽減 — スポーツ庁・文化庁(22.8.27) 新聞記事より

- スポーツ庁と文化庁は、部活動の地域移行に合わせ、困窮家庭の中学生に部活参加のための支援金を定額支給する方針を決めた。
- 移行によって新たな出費が予想されるため、負担を軽減する。2023年度予算概算要求に約8億5000万円を計上する。
- 現在の学校部活動は、教員が無償で指導し、学校の体育館やグラウンドも使える。
- 地域に移行すると住民やフィットネスクラブ、プロスポーツチームのスタッフらが指導者になるため、謝礼が発生。学校以外の場所で活動すれば会場費も掛かる。負担が増えれば、困窮家庭の子どもがスポーツや文化系の活動を諦めてしまう懸念がある。

休日の施設(学校)の 管理・運営

鯖江市スマートロック(休日・夜間での運用) ※災害時にも活用

○学校に体育館等の玄関鍵を収納する
BOXを設置し、暗証番号で鍵を取り出
すシステムの導入

- ・利用時間帯のみ開閉可能な暗証番号
を利用団体に発行
- ・暗証番号は1年ごとに変更
- ・暗証番号使用履歴は所管課で確認
可能
- ・活動日誌(報告)はQRコードを利用

導入機種



RemoteLOCK 5i

予定

10月より開始
1 小学校
1月以降開始
1 1 小学校
3 中学校



鯖江市 中学校校舎内シャッター設置(休日・夜間での運用) ※災害時にも活用想定

○休日の地域クラブ活動が利用できる教室と学校教育との動線整備のためシャッターを設置

・地域クラブ活動

(文化活動関連想定)

・地域クラブ活動

(運動部活動、更衣、

控室、トイレ利用

想定)

・雨天時等の退避部屋を想定

○中学校廊下シャッター設置工事

10月～12月頃工事開始

目的

部活動の地域移行により、休日に開放される教育施設をシャッターで区切り、移動を制限することで部外者の不用意な侵入を防ぐ。

要求額

(部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金)

整備内容

両中学校共に各階の廊下に2か所のシャッターを整備する。

シャッターのサイズは概ね、幅1.9m 高さ2.6m

中央中学校 1～4階 計 8か所

東陽中学校 1～3階 計 6か所

(設置イメージ図①)



(設置イメージ図②)



(中央中学校)



(東陽中学校)



中学校 校舎内シャッター・スマートロックの段階的な運用(案)

※各中学校と協議中

○令和6年度

- ・学校は休日前にシャッターを降ろし施錠、休日明けに開錠・開放
- ・地域クラブ活動の指導者・生徒はスマートロック活用による体育館等からの出入り

○令和7年度

- ・学校は関係教室の施錠、休日明けに開錠
- ・休日、教職員の学校での業務と地域クラブ活動を完全分離

※休日の教職員の学校業務においては、主任・管理職等での業務把握

○令和8年度

- ・完全実施

※休日の学校利用は、地域クラブ活動だけでなく、他の社会教育団体や社会体育団体が利用申請して
くることもある。その時の対応については、学校判断

令和5年度 アンケート調査について

1 調査目的

全体

令和8年度の完全実施での「部活動の意義の継承・発展」「新しい価値の創出」に向け、小中学生の意識ならびにその保護者がどのような考えを持っているのかの意識調査

また、鯖江市内で勤務する教職員が休日の部活動地域移行ならびに働き方改革を推進することによる学校教育の質の向上をどのように捉えているのかを調査

2 調査内容

小学生 . . . 中学校になって取り組みたい種目（ニーズ調査）※令和8年度以降の地域クラブ活動に向けた調査

中学生 . . . 地域クラブ活動に対する感想
地域クラブ活動として取り組んでほしいこと（ニーズ調査）

保護者 . . . 休日の活動についての意識調査

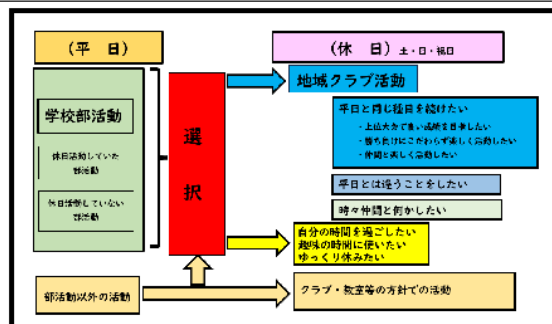
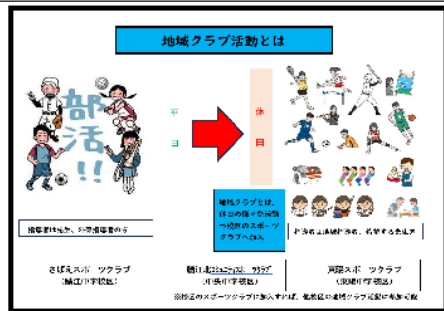
学 校 . . . 休日の活動についての意識調査

中学校部活動に関するアンケート【対象：小学校、小4～小6】

2023 鯖江市

※先生方へ：下記の説明をしていただきながら回答するようにしてください

現在、中学校では放課後と休日（土・日曜日、祝日）に部活動が行われています。
鯖江市では、休日の部活動が地域に移行（地域クラブ活動）することを目標にしています。
小学生のみなさんが中学校に入り、休日にどのような活動をしたいのか聞きたいと思います。



先生方へ【調査について】

- ・休日にどのような活動がしたいかのニーズ調査です。
- ・回答結果は、各学校にお知らせします。
- ・回答方法 右記URLまたはQRコードから回答フォームにアクセスし回答
- ・回答期間 令和5年12月15日（金）～令和6年1月16日（火）

URL: <https://logoform.jp/form/qBnA/431431>

QRコード



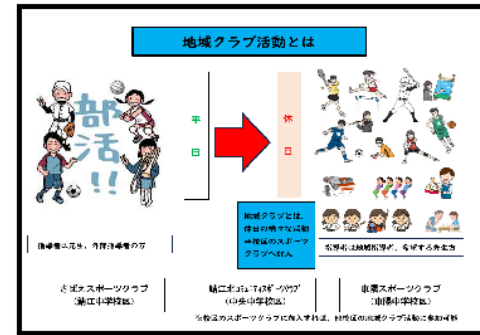
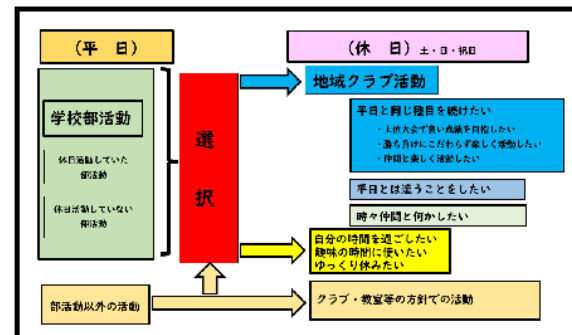
中学校部活動に関するアンケート【対象：中学校、中1～中2生徒】

2023 鯖江市

【はじめに】

鯖江市では、平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動ができる環境整備を進めています。

- 休日は、平日の部活動と同じ活動を続ける
- 休日は、平日とは違うこと活動（スポーツ・文化活動）をやってみたい
- 休日は、自分の時間で過ごしたい



【調査について】

- ・部活動および休日の活動に関する調査です。
- ・回答結果は、来年度以降ならびに完全実施に向けての参考にさせていただきます。
- ・回答方法 右記URLまたはQRコードから回答フォームにアクセスし回答
- ・回答期間 令和5年12月15日（金）～令和6年1月16日（火）

URL: <https://logoform.jp/form/qBnA/431670>

QRコード



休日の部活動地域移行に関するアンケート【対象：保護者（小4～中2）】

2023 鯖江市

【はじめに】

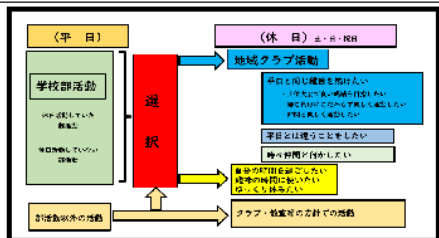
鯖江市では、持続可能な休日の部活動地域移行を進めています。

- 地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる
- 学校部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出
- スポーツ・文化芸術活動など、多様な体験機会の確保
- 自己実現、活力ある社会と絆の強いまちづくり

【現状と今後】

運営母体は、中学校区にある総合型地域スポーツクラブ（さばえSC、鯖江北コミュニティSC、東陽SC）

- ・平日と変わらない場所（学校）を中心に活動（生徒や保護者の負担を軽減）
- ・中学生は、別のSC活動に参加も可能
- ・休日の活動への参加意思は生徒・保護者（受益者負担）
- ・指導者に対し謝金等の対価を支払うシステムを構築



【課題】

- 指導者確保
 - ・完全実施までに指導者確保をしようと、関係者と協議や地域情報のもと面談や協議を継続中。
 - （R8までに指導者の確保に至らない場合は、活動を他クラブ依頼または中止も視野）
- 持続可能な活動の実施
 - ・受益者負担への理解（現在、年会費6,000円（月500円））
 - ・指導者謝金、クラブ運営への捻出（併存期間（R5～R7）での実績をもとに、完全実施での会費を検討中）

【調査について】

- ・【現状と今後】をご理解いただき、小学校保護者の皆様は、お子様が中学校入学してからを想定し、ご回答ください。
- ・回答結果は、来年度以降ならびに完全実施に向けての参考にさせていただきます。
- ・回答方法 右記URLまたはQRコードから回答フォームにアクセスし回答
- ・回答期間 令和5年12月15日（金）～令和6年1月16日（火）

URL: <https://logoform.jp/form/qBnA/432010>

QRコード



休日の部活動地域移行に関するアンケート【対象：中学校教職員】

2023 鯖江市

【はじめに】

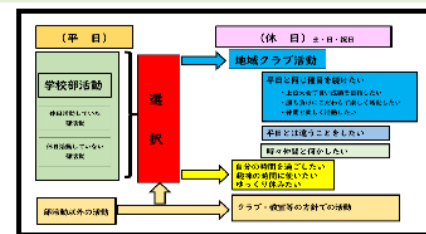
鯖江市では国が示す、下記の内容を目指し、休日の部活動地域移行を進めています。

- 地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる
- 学校部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出
- スポーツ・文化芸術活動など、多様な体験機会の確保
- 自己実現、活力ある社会と絆の強いまちづくり
- 働き方改革を推進し、学校教育の質も向上

【現状と今後】

運営母体は、中学校区にある総合型地域スポーツクラブ（さばえSC、鯖江北コミュニティSC、東陽SC）

- ・平日と変わらない場所（学校）を中心に活動（生徒や保護者の負担を軽減）
- ・中学生は、別のSC活動に参加も可能
- ・休日の活動への参加意思は生徒・保護者（受益者負担）
- ・指導者に対し謝金等の対価を支払うシステムを構築



【課題】

- 指導者確保
 - ・完全実施までに指導者確保をしようと、協議や地域情報のもと面談や協議を継続中。
 - （R8までに指導者の確保に至らない場合は、活動を他クラブ依頼または中止も視野）
- 持続可能な活動の実施
 - ・受益者負担への理解（現在、年会費6,000円（月500円））
 - ・指導者謝金、クラブ運営への捻出（併存期間（R5～R7）での実績をもとに、完全実施での会費を検討中）

【調査について】

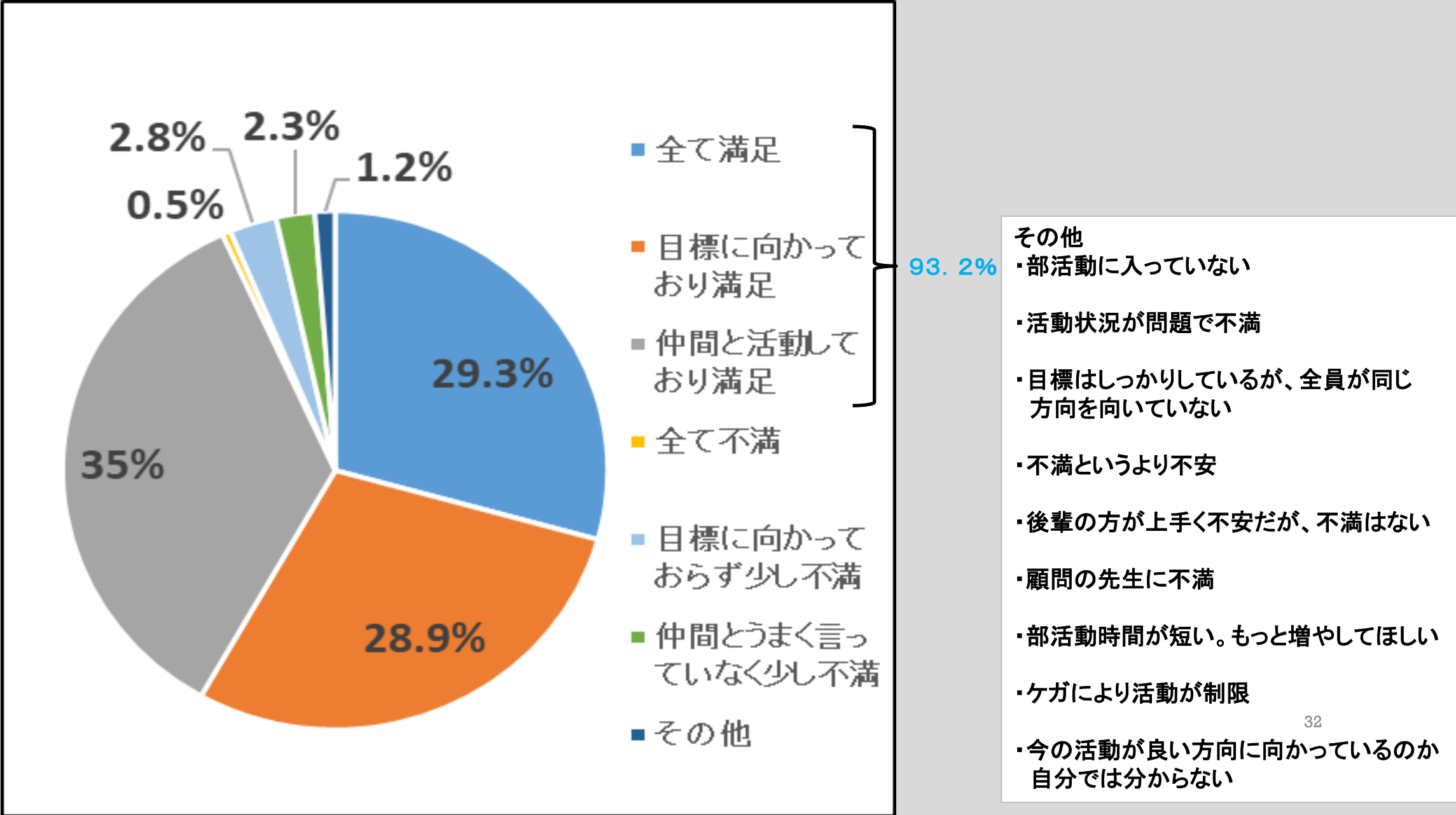
- ・【現状と今後】をご理解いただき、ご回答ください。
- ・回答結果は、来年度以降ならびに完全実施に向けての参考にさせていただきます。
- ・回答方法 右記URLまたはQRコードから回答フォームにアクセスし回答
- ・回答期間 令和5年12月15日（金）～令和6年1月16日（火）

URL: <https://logoform.jp/form/qBnA/432204>

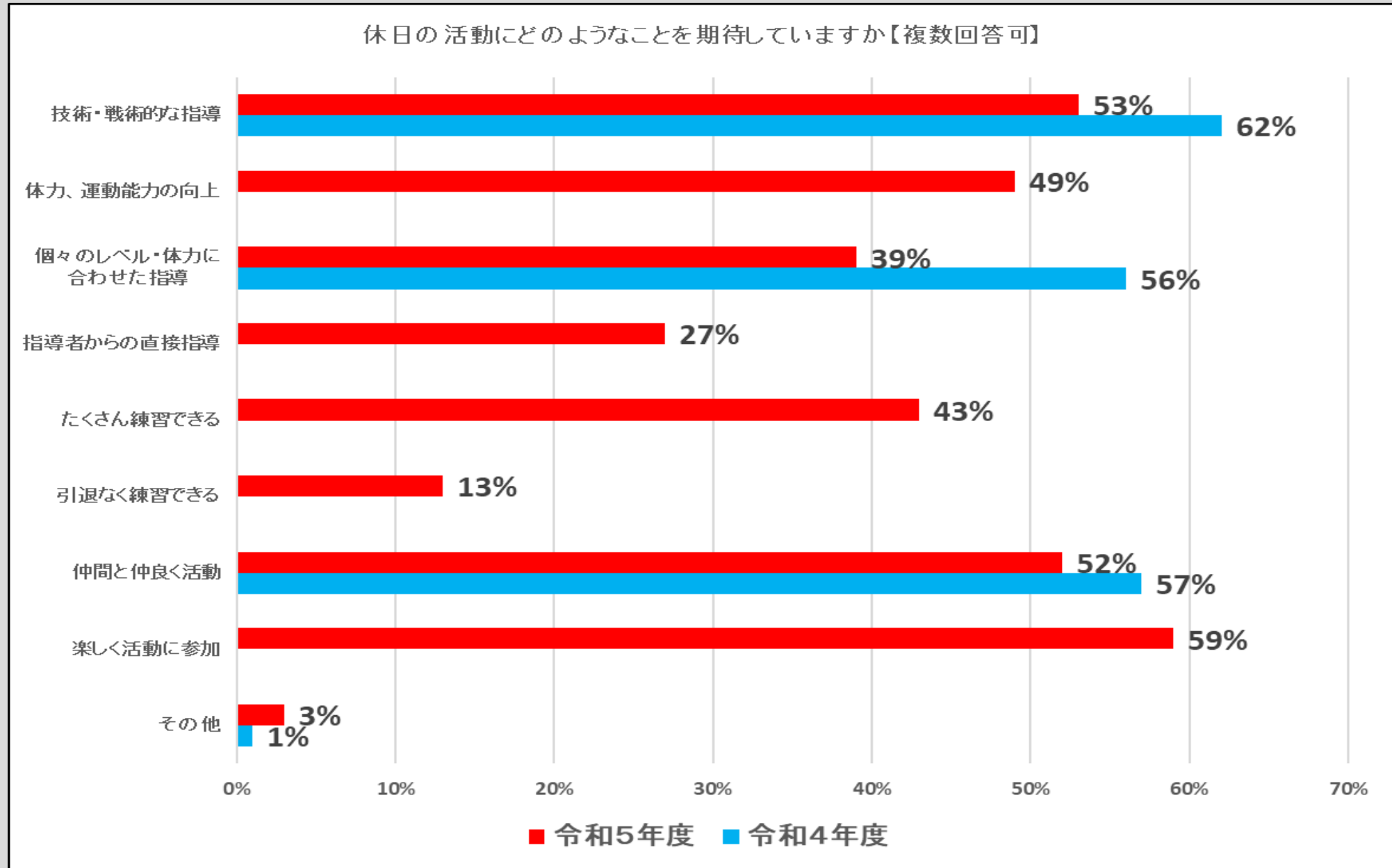
QRコード



小学校	調査対象 : 1,971名	回答率
	小学生児童(小4～小6)	99.0%
	小学生保護者(小4～小6)	66.9%
中学校	調査対象 : 1,382名	回答率
	中学生(中1～中2)	78.0%
	中学生保護者(中1～中2)	79.2%
教職員	調査対象 : 125名	回答率
	中学校教職員	86.4%



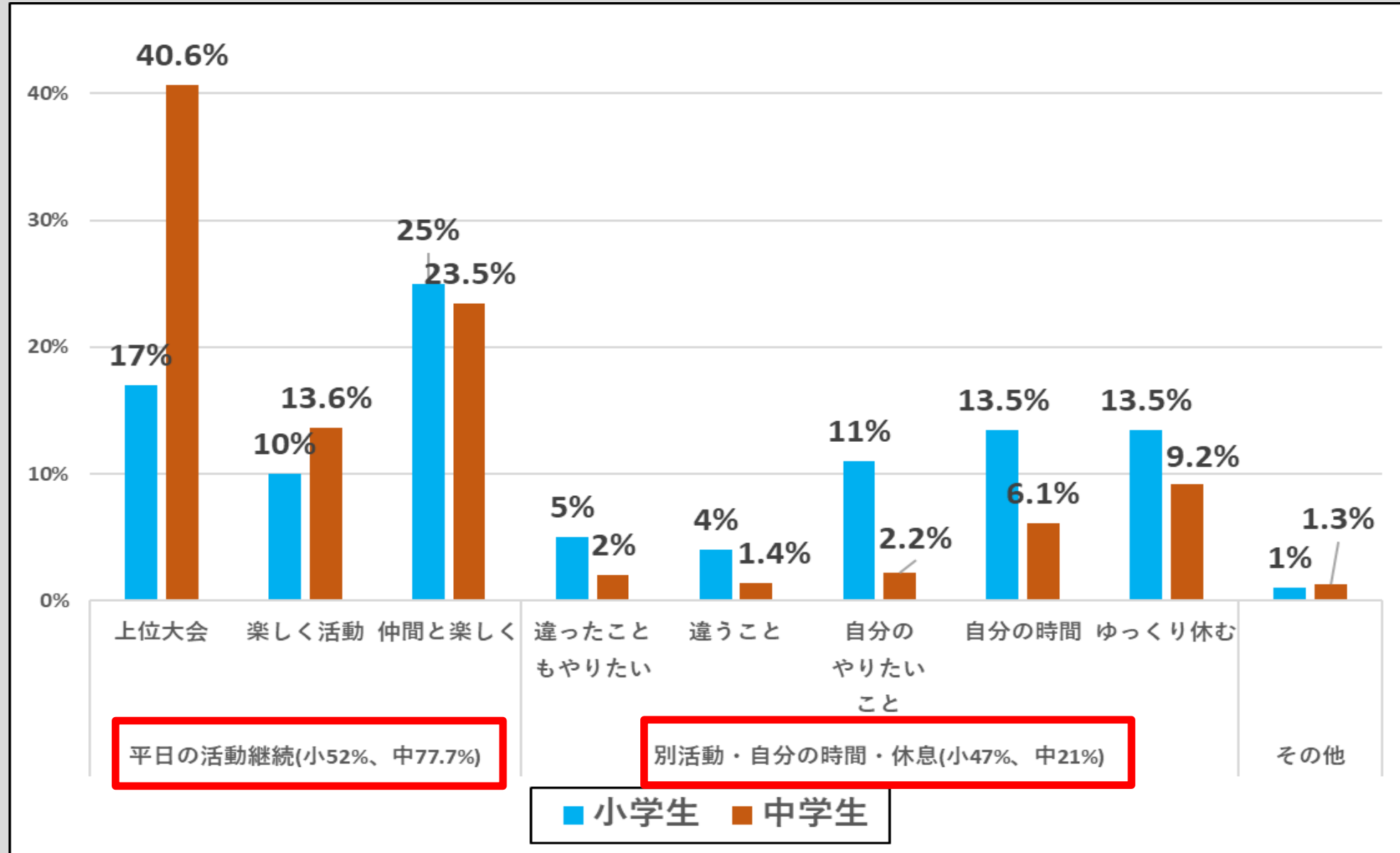
中学生 休日の活動にどのようなことを期待していますか【複数回答可】



小中学生

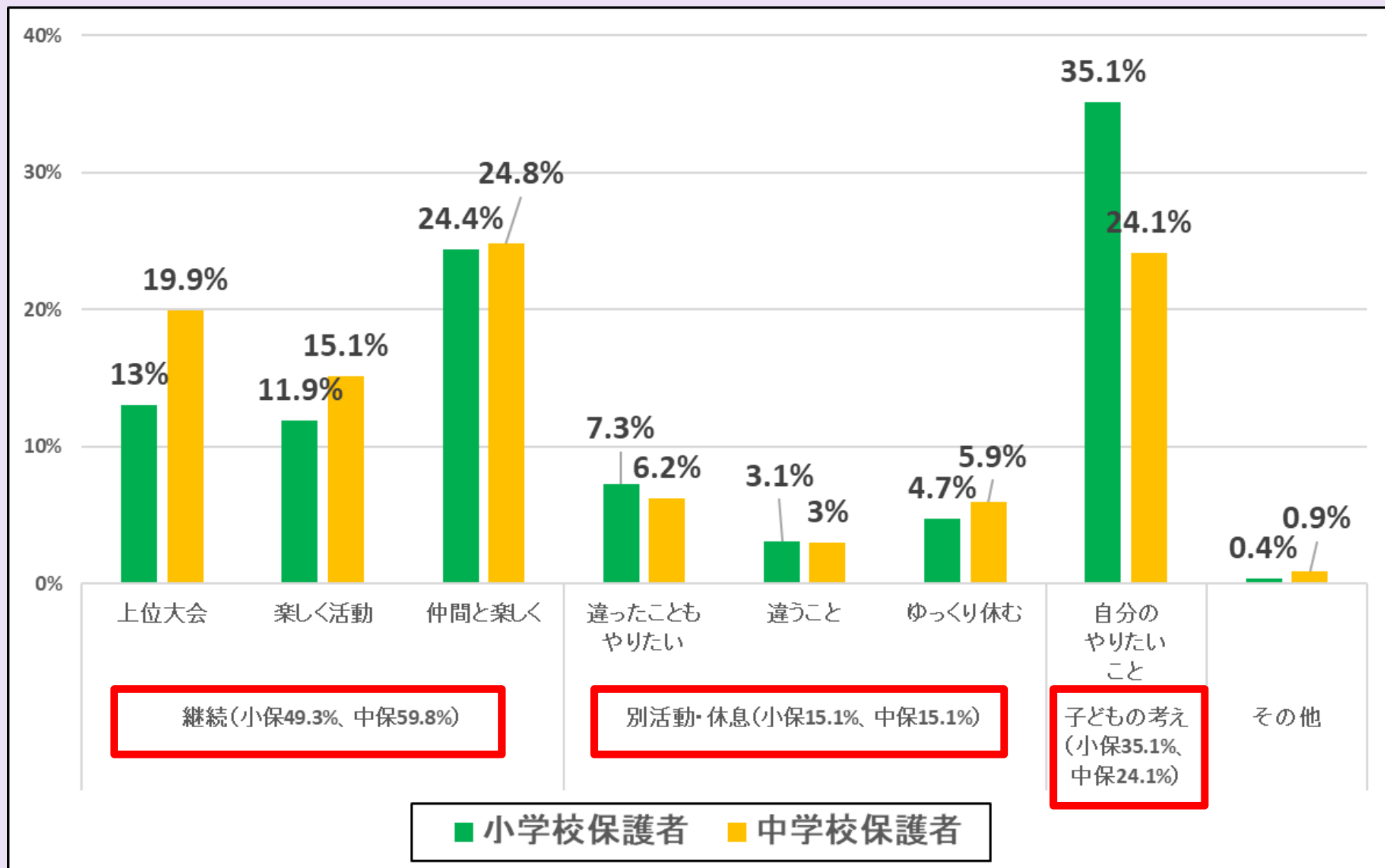
【小学生】 中学生になったら、休日はどのように過ごしたいですか

【中学生】 休日に様々な活動があった場合、どのようなことがしたいですか



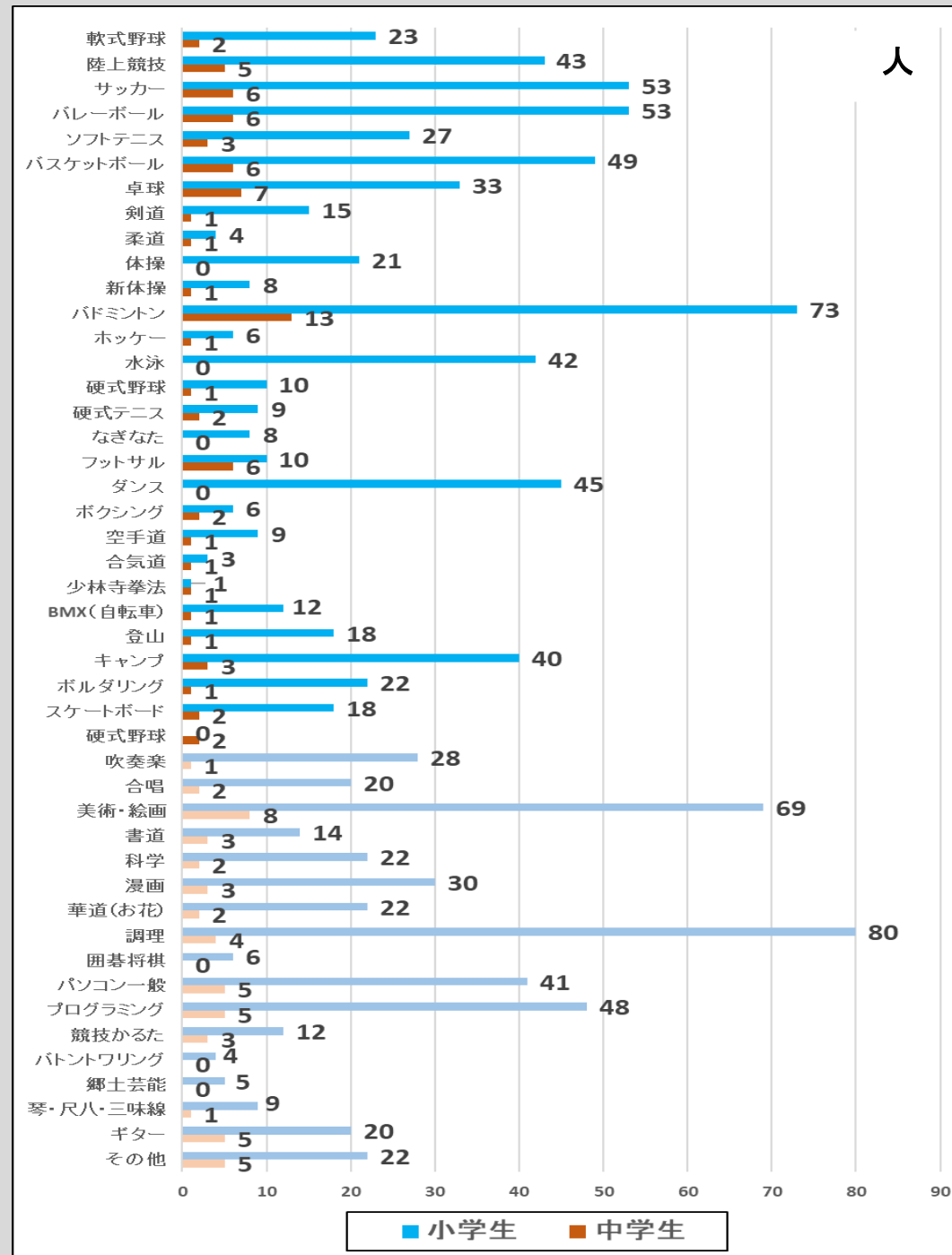
保護者

中学校では、休日はどのように過ごさせたいですか



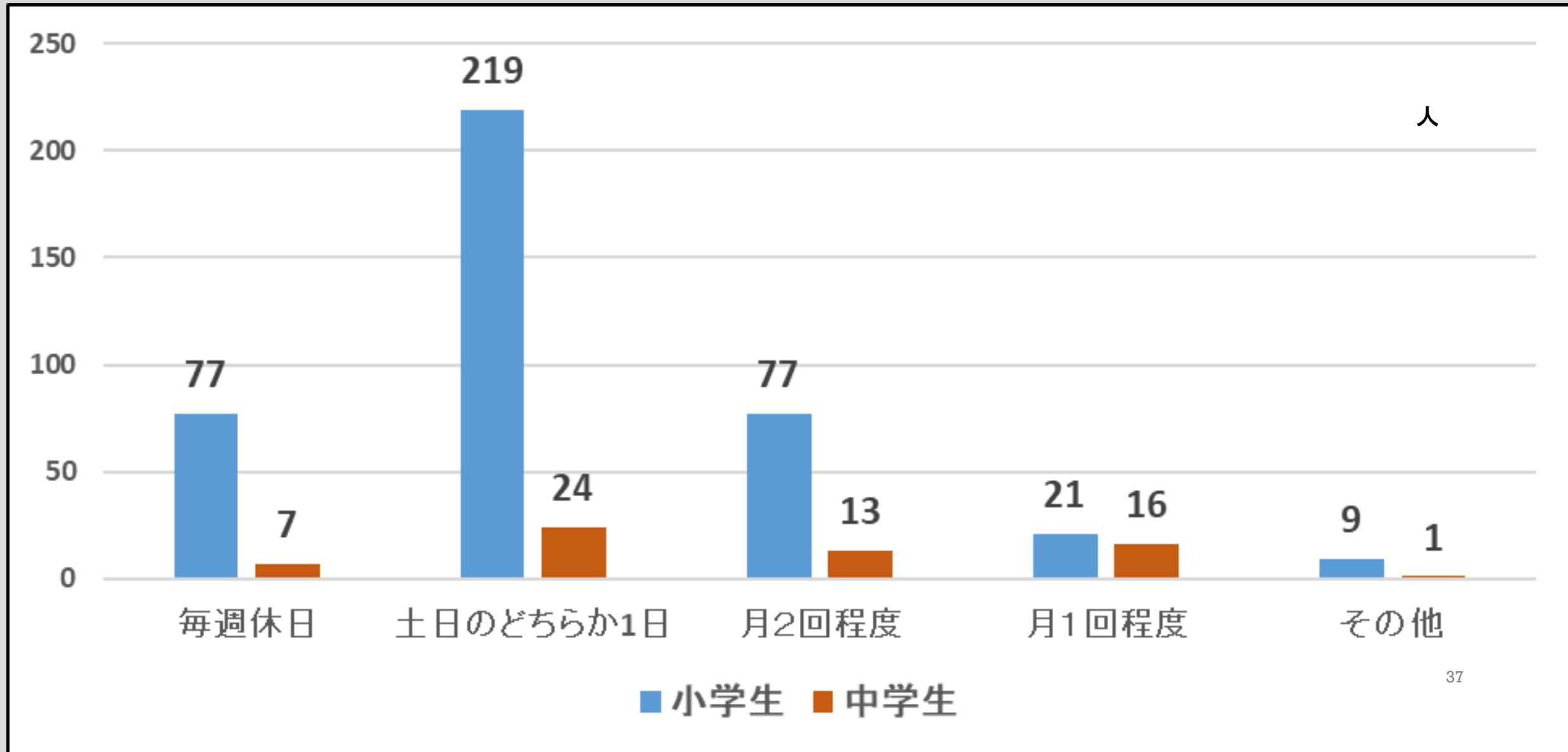
小中学生

「違うこともやりたい」
「ちがうこと」
を選んだ人は、どのよう
なことをやってみたいで
すか
【複数回答可】



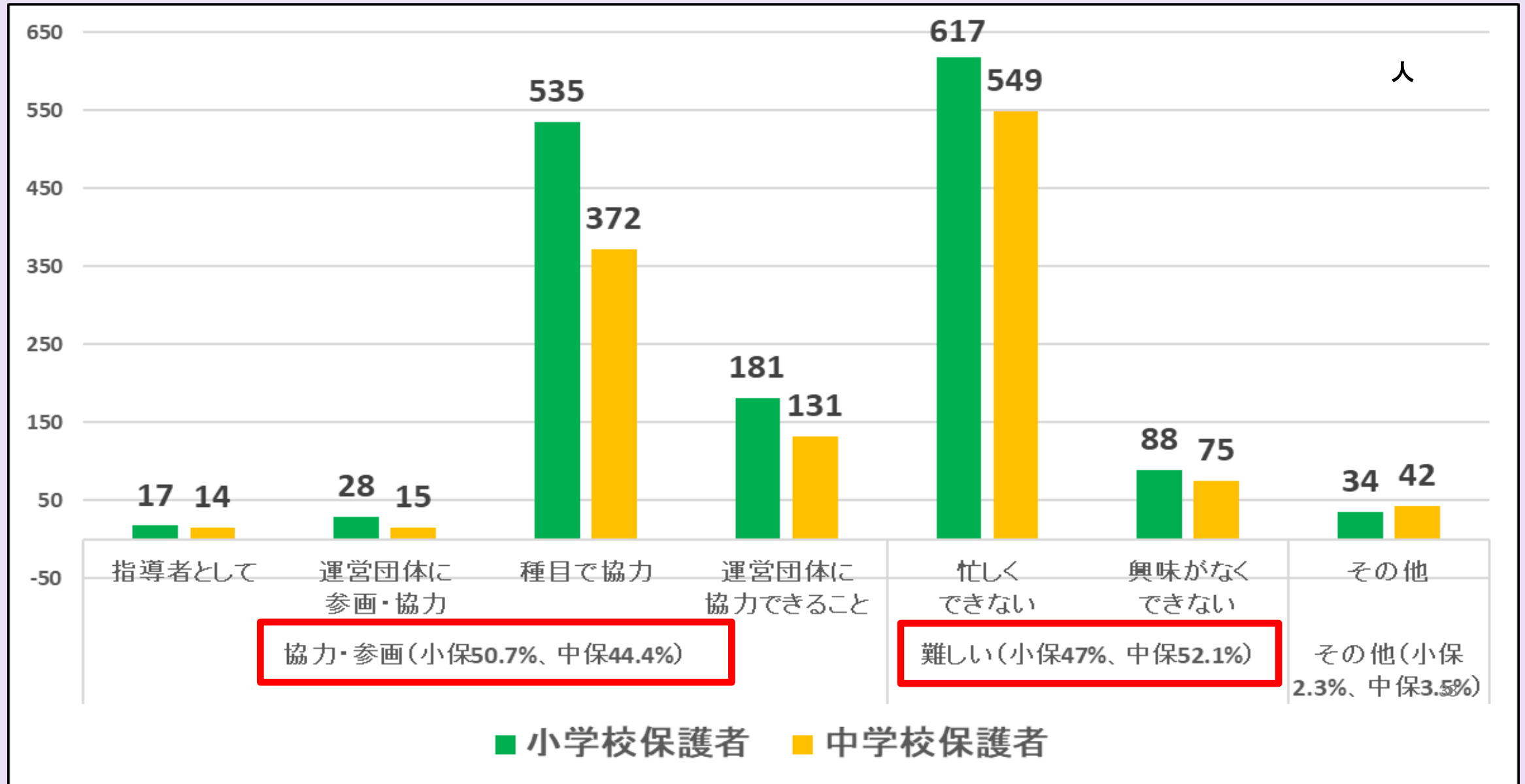
小中学生

その程度はどのくらいしたいですか



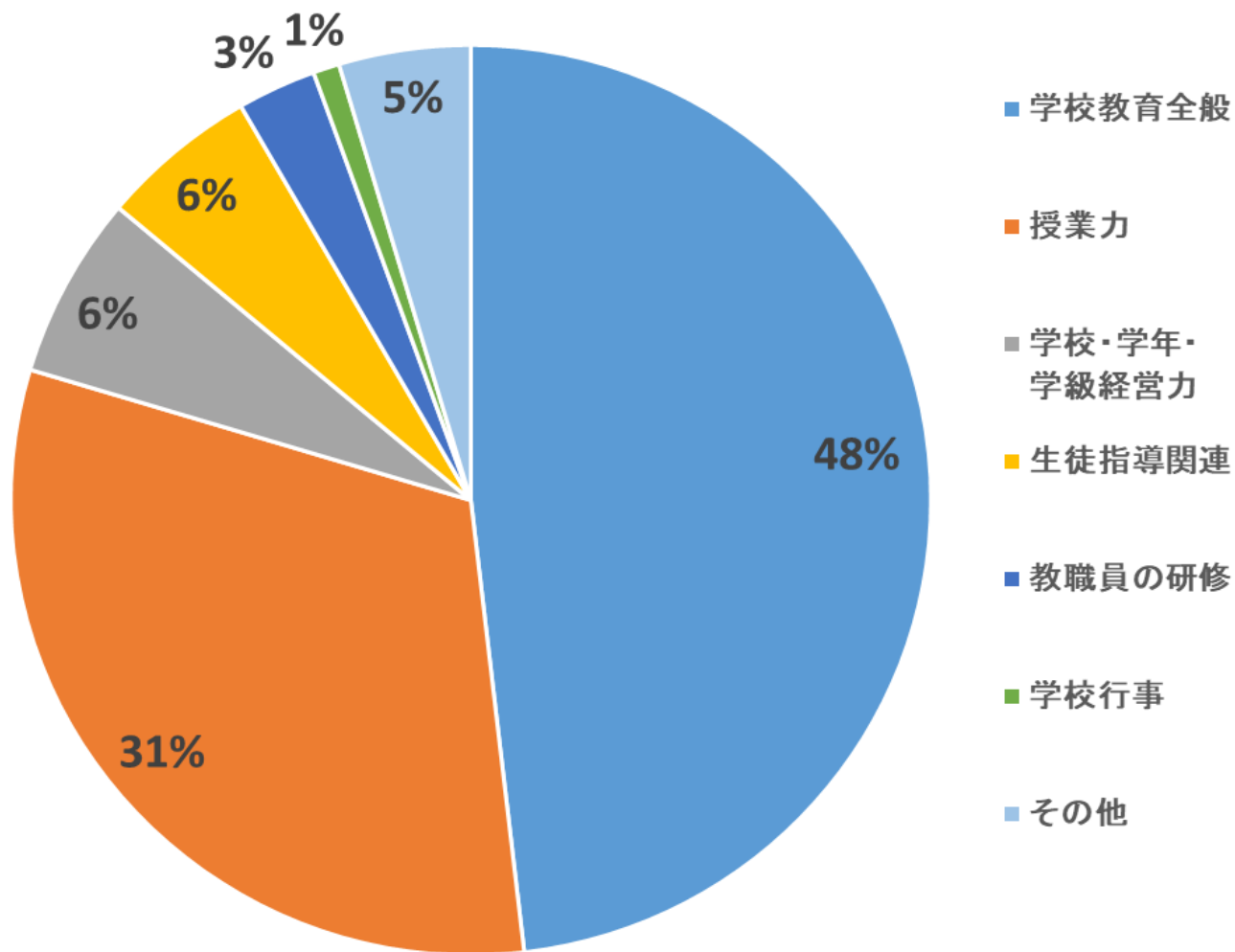
保護者

休日の地域クラブ活動での保護者や地域人の立場で 参画や協力について【複数回答可】



教職員

国は部活動地域移行が教員の働き方改革の推進であると考えており、働き方改革による「学校の質の向上」と捉えていますが、どのような質の向上が大切だと思いますか



その他

- ・教員が休養を取ることによる心身の健康や家庭の充実が、学校教育全般の向上につながる
- ・何も変わらないので考えることが無駄
- ・教師自身が自分の人生を幸せに生きること、そして、幸せになる方法を生徒に伝えること
- ・学校教育全般において、本人の適性や年齢、キャリアステージ等に応じた分野における質の向上
- ・部活動の地域移行と学校の質の向上とは関係ない。むしろ部活動が切り離されることにより、生徒指導や生徒との人間関係といった面でマイナス面が大きい。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)49億円
28億円

方向性・目指す姿

- ① 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ② 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ③ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ④ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ⑤ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

ウェルビーイング
肉体的にも精神的にもそして社会的にも、すべてが満たされた状態

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 27億円 (11億円)

委託・拡充

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例



体制整備

- 関係団体・市区町村等との連絡調整
- コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
- 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保



指導者の質の保障・量の確保

- 人材の発掘・マッチング・配置
- 研修、資格取得促進
- 平日・休日の一貫指導
- ICTの有効活用



関係団体・分野との連携強化

- スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
- スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
- まちづくり・地域公共交通



面的・広域的な取組

- 地域クラブ活動の拡大
- 市区町村等を越えた取組



内容の充実

- 複数種目・シーズン制
- 体験型キャンプ
- レクリエーション的活動



参加費用負担支援等

- 困窮世帯の支援
- 費用負担の在り方



学校施設の活用等

- 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。

※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を越えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る革新的な取組を充実。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

<主な政策課題>

- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供
- 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- 体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
- 学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用等

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- 運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- 単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討等

※1 補助割合については、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県指定都市2/3。

※2 コミュニティスクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用

※ 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 18億円 (14億円)

補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実【16,500人(運動部：13,000人、文化部：3,500人)】

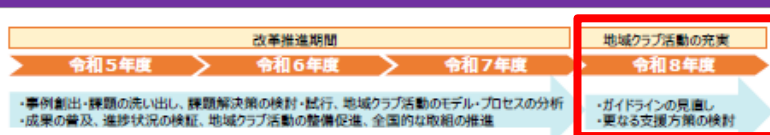
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 4億円 (3億円)

補助・委託・拡充

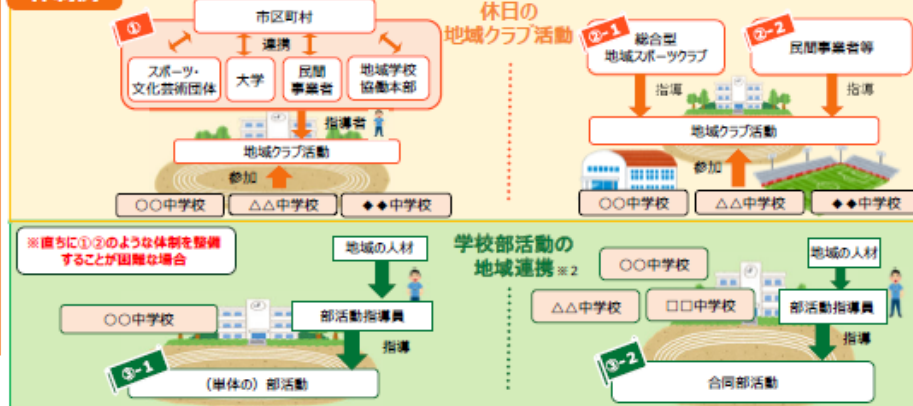
上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。

- 公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- 指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
- 大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
- 多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

方向性



体制例



(担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官(芸術文化担当))

- 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。



- 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進するスポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウエルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容(Ⅰ 実証事業)スポーツ庁・文化庁

実証事業 取組例

※赤字は本市取り組み

体制整備

- ・関係団体・市町との連絡調整
 - ・コーディネーター配置
 - ・運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- ※活動の主体・責任は、学校以外の主体が担う
- ※責任主体の明確化
- ※地域において持続的に活動することを前提

指導者の質・量の確保

- ・人材発掘
 - ・研修、資格取得促進
 - ・平日・休日の一貫指導
 - ・ICTの有効活用
- ※様々な機会を通して関係団体に依頼
- ※学校とクラブが認めた指導者

関係団体・分野との連携強化

- ・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
 - ・スポーツ推進委員、地域おこし
 - ・まちづくり
 - ・地域公共交通
- ※競技団体、文化団体との継続的な協議
- ※様々な団体との連携による新たな環境の整備

面的・広域的な取組

- ・地域クラブ活動の拡大
 - ・市区町村等を超えた取組
- ※三クラブどのクラブにも参加可能
- ※他市町中学生も会員となり参加

内容の充実

- ・複数種目、シーズン制
 - ・体験型キャンプ
 - ・レクリエーション的活動
- ※生徒のニーズを把握しつつ新たな環境整備

参加費用負担支援等

- ・困窮家庭の支援
 - ・費用負担の作り方
- ※受益者負担等と公的資金の適切なバランスの検証(R8～)

学校施設の活用等

- ・効果的な活用や管理方法
- ※スマートロック、校舎内シャッター設置

※実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけでなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。

※平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実

★都道府県

- ・推進計画・方針の策定、推進体制の構築
- ・協議会の設置・運営
- ・市区町村への支援、指導者の質の保障と量確保に関する取組
- ・スポーツ・文化団体との連携、企業との連携
- ・調査・研究、普及・啓発

★市区町村

- ・推進計画等の策定市区町村の割合
- ・協議会の設置市区町村の割合
- ・地域クラブ活動への移行予定部活動数の割合

協 議 事 項

1. 「中学校の学校部活動および地域クラブ活動の在り方に関する方針」(案)

- ・生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- ・部活動の地域連携・協働・融合

※福井県教育委員会(R5. 3)

「学校部活動および新たな地域クラブ活動のあり方に関する方針」

福井県教育委員会(H31.2)

「部活動の在り方に関する方針」

鯖江市教育委員会(R元.10)

「設置する学校に係る部活動の方針」

**中学生の学校部活動
および
地域クラブ活動
の在り方に関する方針（案）**

鯖江市教育委員会

構成

I 経緯

国：中央教育審議会、文部科学省、スポーツ庁・文化庁
福井県教育委員会
鯖江市

II 学校部活動

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等 (2) 指導・運営に係る体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

3 適切な休養日等の設定

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

5 中学生の部活動や様々な活動での地域連携・協働・融合

III 地域クラブ活動

1 適切な運営や効率的な活動の推進

(1) 参加者について (2) 運営について (3) 指導者について

(4) 活動について (5) 適切な休養日の設定 (6) 活動場所

(7) 経費の負担、会費の適切な設定 (8) 保険加入

2 その他の環境整備について

(1) 周知・連絡体制整備 (2) 予算の確保

IV 大会・コンクールへの出場について

V 地域クラブ活動における休日の捉え方

学校部活動

適切な運営

- 校長
 - ・ 学校部活動に係る活動方針策定
 - ・ 教員の業務、勤務管理、教員への指導、是正
- 部活動顧問
 - ・ 年間、毎月の活動計画、実績作成
- 教育委員会
 - ・ 指導者（顧問教員、地域指導者）研修の開催
- 教育委員会、校長
 - ・ 部活動指導員配置等の配慮
- ・ 複数人数での指導体制
- ・ 地域クラブ活動に対し意見
- ・ 学校ＨＰ等での掲載、公表
- ・ 教員の業務、勤務管理

合理的・効率的・効果的な活動

- 校長、部活動顧問、部活動指導員
 - ・ 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底
- 部活動顧問、部活動指導員
 - ・ 生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう適切な休養、短時間で効果が得られる指導を実施

環境整備

- 校長
 - ・ 生徒が参加しやすい、多様なレベルやニーズに応じた活動を行える部活動を設置
- 教育委員会、校長
 - ・ 単一学校で部活動を設けることができない場合、複数校が参加する合同部活動の取り組みを推進
 - ・ 生徒の意思に反して強制的に加入させることがないよう徹底

地域クラブ活動

適切な運営・効率的な活動

(1) 参加者

部活動に所属生徒だけでなく、所属していない、障害の有無に関係なく、多くの生徒が参加できる環境を整備

(2) 運営

- ア) 部活動の意義の継承・発展、生徒のニーズに対応した新しい価値の創出を目指し、生徒の自主的・主体的な活動を見出す取り組みを実践
- イ) 学校と地域クラブが連携・協働・融合し、持続可能な活動と実践
- ウ) 多くの生徒が参加可能な、生徒のニーズに対応した活動を実践
- エ) 危機管理体制の整備、リスク対応体制の構築

(3) 指導者

ア) 質の保障と量の確保

○運営団体

生徒の多種多様なニーズ対応のため、多くの指導者を確保

○運営団体、校長

・両者が承認（部活動の意義の継承、クラブ理念の共有、体罰・ハラスメント根絶等）

○教育委員会、運営団体

・指導者養成や資質向上への取り組み

イ) 教師の兼職兼業

○運営団体

居住地の変更・人事異動・退職等があっても指導の継続意思を踏まえて指導者を確保

○校長

勤務が過剰となると見込まれる場合は、当該教師と協議し、活動を中断

○教育委員会

当該教師の意思による提出、勤務校での業務への影響の有無、健康への配慮等、校長に事前に確認、検討し許可

(4) 活動

○運営団体

生徒にとって必要となる活動、世代間交流に対応できる内容

活動が不適切と判断した場合は、実施団体（種目）や指導者と協議し、改善を求め、改善が見られない場合は停止する

○校長

青少年健全育成において不適切と判断した場合は、運営団体に助言

(6) 活動場所

平日の部活動と同じ施設および教育委員会が所管する施設を主に活用

中学生ができるだけ徒歩や自転車で往復できる範囲

教育委員会は、所管する施設利用に関し、施設管理者との協議や他利用団体との調整を実施

(7) 経費負担、会費の適正な設定

○保護者

地域クラブ参加においては、指導や運営に対して、経費を負担

○運営団体

年間を通して活動するに見合う適切な会費設定

(8) 保険加入

ア) 希望する生徒は、自身の怪我、個人賠償責任保険に対応する保険に加入

イ) 運営団体は、市内運営団体にも参加できる保険加入体制を整える

ウ) 運営団体は、個人保険だけでなく、団体として保険加入し、参加する生徒に対し責任を持った活動を保障

学校部活動・地域クラブ活動

適切な休養日設定

○学校部活動、地域クラブ活動

中学生の心身の成長に配慮し、健康な生活が送れるよう、学校と地域クラブ活動は互いに調整し、適切な休養日を設定

(1) 学期中、週あたり2日以上の休養日を設ける

(平日：少なくとも1日、土日(週末)：少なくとも1日)

大会参加等で週末2日間ともに活動した場合は、休養日を他の週の平日に振り替える

(2) 年間、休日に5日以上の休養日を設定

※中学生最後の大会等の前など、生徒たちから更に練習がしたい等の機運が高まり、要請がある場合、指導者間(顧問・部活動指導員・地域クラブ指導者)で協議し、バランスの取れた生活を基本とした練習計画、休養日を設定。生徒および保護者の同意。参加は任意とし、強制するものではない。

(3) 長期休業中の休養日設定は、学期中に準ずる

(4) 活動時間は、平日：2時間程度、休日：3時間程度

(5) 学校部活動における、朝練習は原則行わない

(6) 活動場所が特殊な環境(山・海・河・専用施設)の場合、事前に校長の承認、保護者の同意を得る。

(7) 活動(学校部活動・地域クラブ活動)において、指導者や保護者の意向により、指針から逸脱する活動が見られる場合は、場合によっては活動を中止することも念頭に改善・是正するよう学校長と運営団体に協議

大会等出場

ア) コンクール・中体連主催大会は、基本、中学校名で出場

地域の子どもは学校を含めた地域で育て、地域と学校が共に応援できる体制構築

イ) 他の大会

多くの生徒が参加できる、生徒の志向やレベル・ニーズに合った大会を選択

教育上の意義や負担が過度とならないよう参加する大会を精選

休日

・土曜日、日曜日、国民の祝日

・教職員が勤務を必要としない日(振替休業等)

- (1) 周知・連絡体制の整備
 - 保護者および生徒、地域に対し周知し理解を深める
 - ・ 休日の部活動が地域クラブに移行
 - ・ 受益者負担での活動
 - ・ 将来の活動展開のビジョン
- (2) 予算の確保
 - 受益者負担を原則
 - 運営団体
 - 会費の適正金額等を運営団体間で協議し決定
 - 教育委員会
 - 持続可能な活動となるよう運営団体に対して支援
 - 経済的に困窮する家庭の参加費負担を軽減するための財政支援

- 学校
 - (1) 「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」方針のもと、運営団体や地域の各種団体等の協力を得たり、民間事業者を活用したりするなど、部活動の意義を継承・発展した新しい価値の創出できる活動に対し、理解を示し、協力する
 - (2) 地域クラブ活動が保護者の理解と協力が得られた活動となるよう、
 - ・ 当初：
 - 学校が主体となり、運営団体と連携との連携に取り組み、部活動の意義やノウハウを伝授
 - ・ ある程度成熟：
 - 運営団体が主体となり、練習計画や指導者派遣等を実践し、協働・融合した持続可能な活動となるよう協力する
 - (3) 運営団体や地域の各種団体と連携・協働・融合した活動が進むにあたり、休日に限らず平日においても、可能な活動がある場合は、地域に理解を示し、活動できるようにする

地域クラブ活動と学校部活動の将来像

部活動の教育的意義の継承・発展させ、**新しい価値の創出**

休日の部活動地域移行における段階的な移行での**連携・協働・融合**

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

スポーツ庁・文化庁 ガイドライン

- ・ H30 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

学校と地域が協働・融合した形での地域における文化・スポーツ環境整備を進める

- ・ R4 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要

多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む

学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

連携、協働、融合の考え方の整理

○辞書

[連携] … 互いに連絡を取り協力して物事を行うこと

[協働] … 同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと

[融合] … とけあうこと。とけて一つになること

○産学会

連携や融合を実行する主体は人間

それぞれの集団は互いに違った文化や価値観があり、許容することが重要

単独では実現困難な新しい価値の創造につながる

鯖江市の地域クラブ活動への段階的な移行 [学校部活動と総合型SCとの連携]

令和3～令和6年度

[連携] … 主体は学校、総合型SCと互いに理解を深める
(互いに許容)

(組織)・学校と総合型SCが情報交換しながら課題を解決し、活動を実践

・子どもたちの現状、保護者意識調査、ニーズの把握

(活動)・学校部活動顧問と地域指導者が連絡を取り合い、平日と休日
の活動を相談しながら実践

新しい価値の創出 (部活動の連携 I)

活動の強弱

競技力・技能の向上

勝ちたい、うまくなりたい

(平日・休日)
学校部活動

許 容

(休日)
地域クラブ活動(総合型SC)

別にやりたいことがある
ゆっくり休みたい

みんな参加するから

もっとがんばりたい
今の活動を継続してやりたい

部活動だけでなく違うこともやりたい
部活動にないことをやりたい

様々な交流をしたい

活動の幅

- 課題
- ・指導者の確保(質と量)
 - ・指導者間での理念共有
 - ・子どもたちのニーズの把握
 - ・ハード面(施設等)のクリア

楽しみたい、友達と仲良く活動したい

生涯を通して楽しく活動する第一歩(生涯学習・スポーツ)

新しい価値の創出 (部活動の連携Ⅱ)

活動の強弱

競技力・技能の向上

勝ちたい、うまくなりたい

(平日・休日)
学校部活動

許 容

(休日)
地域クラブ活動(総合型sc)

別にやりたいことがある
ゆっくり休みたい

みんな参加するから

もっとがんばりたい
今の活動を継続してやりたい

部活動だけでなく違うこともやりたい
部活動にないことをやりたい

様々な交流をしたい

活動の幅

楽しみたい、友達と仲良く活動したい

生涯を通して楽しく活動する第一歩(生涯学習・スポーツ)

- 課題
- ・指導者の確保(質と量)
 - ・指導者間での理念共有
 - ・子どもたちのニーズに対応

鯖江市の地域クラブ活動への段階的な移行 [協働]

令和6～7年度

[協働] … 主体は総合型SC、学校と各地域団体の3つが並列

地域の子どもを地域と学校で育てる活動に重きを置おいた協議 (新しい価値の創出)

(組織)・総合型SC、学校、地域団体は互いのメリットを共有し、新たな価値観を見出せるよう、協議・実践・企画

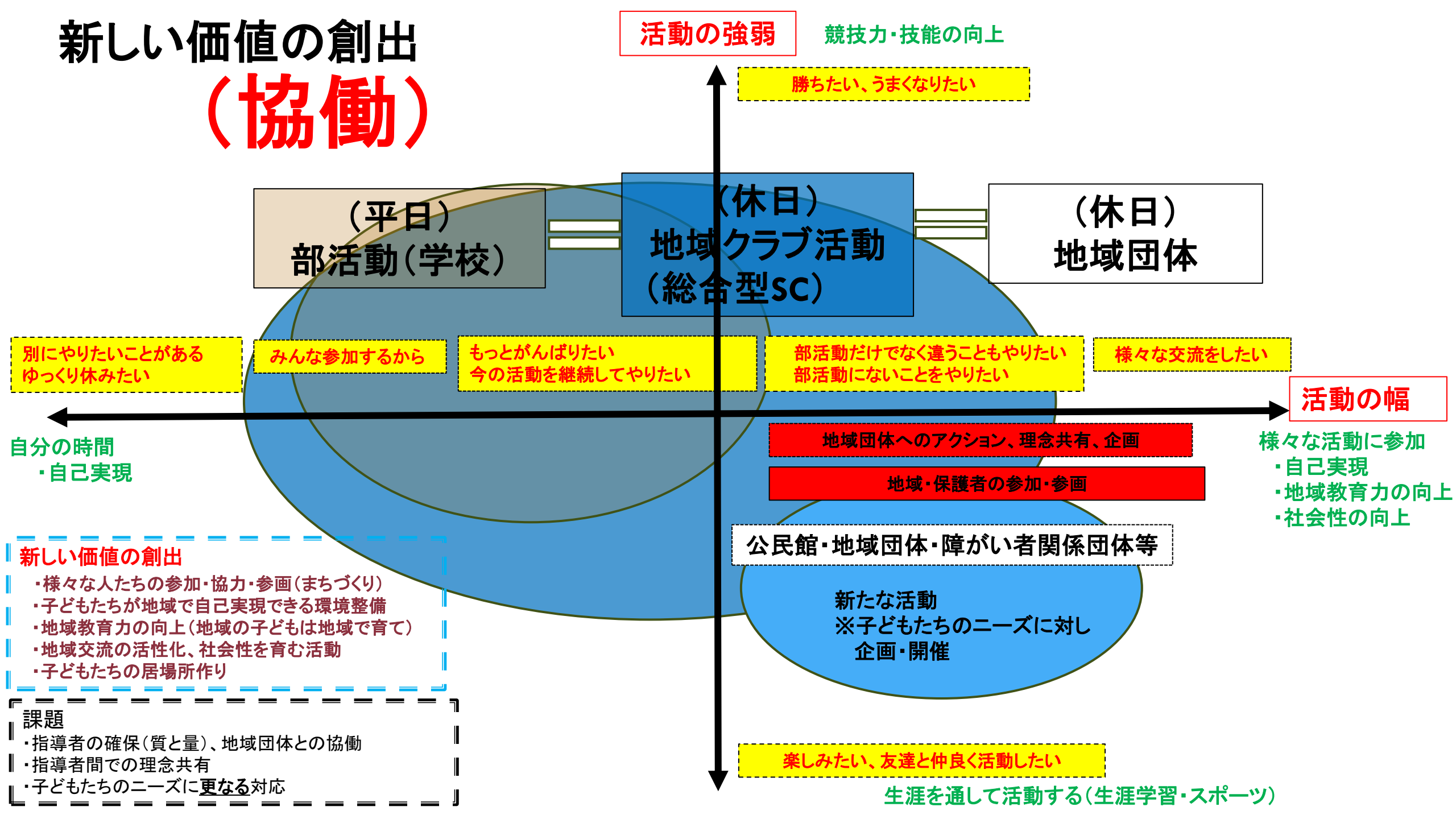
・地域団体へのアクション

(活動)・地域指導者と学校部活動顧問が子ども主体の活動を協議・実践・企画

・地域指導者と学校部活動顧問が、新たな価値観を共有できるよう協議・実践

・地域活動の試しの実践(子どもたちに様々な体験の場を提供)

新しい価値の創出 (協働)



鯖江市の地域クラブ活動への段階的な移行 [融合]

令和8年度

[融合] … 主体は総合型SC

「新たな価値観」実践による、地域の子どもは地域と学校で育てる活動の実践

(組織)・総合型SC主体とした、計画・実践・評価・対策、改善

学校は価値観を見出せるよう、理解・協力

地域団体へのアクション

(活動)

- ・地域指導者と学校教員(兼職兼業届)が、子ども主体の活動を共有・実践
- ・新たな価値を共有できる地域指導者と学校教員(兼職兼業届)が、共有・実践

新しい価値の創出 (融合(まちづくり))

活動の強弱

競技力・技能の向上

勝ちたい、うまくなりたい

(平日)
学校部活動

(休日)
地域クラブ活動
(総合型SC)

別にやりたいことがある
ゆっくり休みたい

今の活動を継続してやりたい
今の活動は継続するが、違う指導者の下でやりたい

部活動だけでなく違うこともやりたい
部活動にないことをやりたい

様々な交流をしたい

活動の幅

自分の時間
・自己実現

公民館・地域団体・障がい者関係団体等

様々な活動に参加
・自己実現
・地域教育力の向上
・社会性の向上

文化・芸術

日本音楽
書道
絵画
マンガ
華道
囲碁
将棋

スポーツ

ダンス
スラックライン
硬式テニス
ボクシング
空手道
合気道
BMX

その他

SDGs
イベント
パソコン
プログラミング
科学
調理
学習 等

地域・保護者の参加・参画

楽しみたい、友達と仲良く活動したい

生涯を通して楽しく活動(生涯学習・スポーツ)

新しい価値の創出

- ・社会教育の一環
- ・自分で判断・行動できる子どもの育成(自己実現)
- ・まちづくり(協力者の更なる拡大)
- ・地域教育力の更なる向上
- ・地域の子どもは地域で育てる輪の拡大

課題

- ・指導者の更なる確保(質と量)、地域団体等との共存
- ・指導者間(小中、学校・地域、同世代指導での理念共有)

2. 令和6年度以降の取り組み

○保護者への周知(令和8年度から休日の活動が地域に完全移行、まちづくり)

- ・説明(各種団体、PTA関連等)
- ・情報発信(行政、各スポーツクラブ、学校)
- ・様々な活動での保護者参画・協力

○中学生の企画による、様々な体験活動の仮実施

○子どもたちは選択

- ⇒ 総合型地域クラブへの参加
- ⇒ 市内外のクラブ(民間含)への参加
- ⇒ 休日は自分の時間(保護者責任の下、自己責任)

○活動の充実

- ・指導者の量の確保と質の保障

 - 関係団体、地域・保護者への協力依頼

 - スポーツクラブと学校が認めた指導者（方針記載）

 - 研修会の開催、指導者資格の取得

- ・活動場所の確保

 - 校舎内シャッター・スマートロックの段階的な活用、市内施設の利用

○受益者負担

- ・会費設定（令和6年度より協議、8年度より）

 - 会費設定を早急にしてほしい（中学校長会より）検討会

 - ⇒ 活動状況、会員登録状況等を総合的に見て決定予定

○指導者謝金

- ・指導者に対して、謝金を捻出